



沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当 日 が 県 の 休 日 に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 公有水面埋立免許の出願の要領（漁港漁場課） 1
　　公 告
○指定希少野生動植物種の指定の案の縦覧（自然保護課） 2

告 示

沖縄県告示第21号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第2項の規定により、公有水面埋立免許の出願があった。その要領は、次のとおりである。

なお、出願書面及び関係図書は、令和8年1月23日から同年2月13日まで沖縄県農林水産部漁港漁場課、沖縄県北部農林水産振興センター及び恩納村役場において縦覧に供する。

令和8年1月23日

沖縄県知事 玉城康裕

1 出願書受理年月日 令和7年12月4日

2 出願の概要

(1) 出願人の所在地及び名称並びに代表者の住所及び氏名

ア 出願人 国頭郡恩納村字恩納2451番地 恩納村

イ 代表者 国頭郡恩納村字恩納2451番地 恩納村長 長浜善巳

(2) 埋立区域

ア 位置 国頭郡恩納村字前兼久116番12の地先公有水面

イ 区域 次の①の地点から各地点を順次に結んだ線及び⑥の地点と①の地点を結んだ線により囲まれた区域

①の地点 四等三角点前兼久（北緯26度27分16秒88、東経127度48分16秒81）から204度53分11秒99
1.056メートルの地点

②の地点 ①の地点から117度59分57秒 17.653メートルの地点

③の地点 ②の地点から117度37分40秒 82.000メートルの地点

④の地点 ③の地点から232度37分40秒 17.654メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から357度38分09秒 97.140メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から308度24分05秒 2.698メートルの地点

ウ 面積 1,324.22平方メートル

(3) 埋立てに関する工事の施工区域

ア 位置

国頭郡恩納村字前兼久116番12及び同地先公有水面

イ 区域 次のⒶの地点から各地点を順次に結んだ線及びⒶの地点と⑥の地点を結んだ線により囲まれた区域

Ⓐの地点 四等三角点前兼久（北緯26度27分16秒88、東経127度48分16秒81）から207度15分12秒1,
034.596メートルの地点

Ⓐの地点	Ⓐの地点から69度37分36秒	66.662メートルの地点
Ⓑの地点	Ⓑの地点から27度59分58秒	33.014メートルの地点
Ⓒの地点	Ⓒの地点から87度37分42秒	18.005メートルの地点
Ⓓの地点	Ⓓの地点から152度33分15秒	143.253メートルの地点
Ⓔの地点	Ⓔの地点から177度37分55秒	105.274メートルの地点
Ⓕの地点	Ⓕの地点から302度00分00秒	192.392メートルの地点

ウ 面積 22,063.80平方メートル

(4) 埋立地の用途 漁港施設用地

3 意見書の提出方法及び提出期限 この告示で告示された埋立てに関して利害関係を有する者は、知事に意見書を提出することができる。意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨、住所及び氏名を記載して沖縄県農林水産部漁港漁場課に提出すること。

公 告

沖縄県希少野生動植物保護条例（令和元年沖縄県条例第46号）第8条第1項の規定により指定希少野生動植物種を指定する予定であるので、同条第3項の規定により、次のとおり当該種の案を縦覧に供する。

令和8年1月23日

沖縄県知事 玉城康裕

1 指定をしようとする希少野生動植物の種の種名

種名		科名
和名	学名	
リュウキュウアセビ	<i>Pieris koidzumiana Ohwi</i>	ツツジ科

2 指定をしようとする理由 当該種は、個体数が著しく少ないと判断されると判断されることから、特に保護を図る必要があるため。

3 縦覧場所 沖縄県環境部自然保護課

4 意見書の提出 利害関係人は、次に定めるところにより、知事に指定案について意見書を提出することができる。

(1) 提出期限 令和8年2月5日午後5時まで

(2) 提出先 沖縄県環境部自然保護課

(3) 記載事項 意見書には、氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに意見の要旨（日本語により記述し、意見の理由を含めること。）を記載すること。

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 沖縄県総務部総務私学課（文書法規班印刷室） 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁地下1階
---	--